

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年2月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第64号

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京都市条例第9号）の施行期日は、平成22年2月22日とする。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）